

「注目集まる富裕層の海外移住の注意点とは？ 前編」

この5年間で、海外の低い税制や質の高い教育を求めて、富裕層の海外移住が加速しています。果たして、富裕層にとって海外移住は本当にメリットだけなのでしょうか？デメリットはないのでしょうか？今回は富裕層の海外移住の注意点などについてお伝えしたいと思います。



1. 増加傾向の海外移住

まず、実際のところ、富裕層の海外移住がどの程度起きているのかを確認してみましょう。

外務省の「海外在留邦人数調査統計」によりますと、日本人の海外永住者数は2011年には約39万9900人と、10年前の2001年に加えて36%増加しています。(2012年の統計は本年10月に発表予定)

特に近年は増加のペースも上がっています。2009年/2010年の対前年比増加率は1%強だったのですが、2011年は前年比で3%の増加となっています。

また、地域別に見てみると、45万人いる北米が最も多いのですが、アジアも33万人で2位となっています。アジアで暮らす邦人は5年前に比べて19%増加しており、これは全体の11%を上回っているため、特にアジアへの移住がトレンドであるといえそうです。

2. 注目集まる富裕層の海外移住

実際に私がプライベートバンクに在籍していた際に担当した案件はお伝えすることはできませんが、ここ数年、特に東京・名古屋・大阪などの富裕層密集エリアでは、外資系金融機関を中心に海外への資産移転が積極的に斡旋されています。

例えば、有名な所と言えば、この数年で、HOYAの鈴木CEOがシンガポールへ、ベネッセの福武会長がニュージーランドへ、サンスターの金田会長がスイスへ、バルスの高島社長が香港へと、ビックネームの移住が相次ぎました。

また、海外移住を仲介する会社というのもあちこちで出てきています。Googleなどで検索すると、全部チェックすることを諦めるくらいの会社数がヒットし、全体の概要や有用な情報を把握する事も難しい状況です。

3. 海外移住の斡旋は、誰が積極的に行っているのか？

海外に受け皿のある外資系の金融機関や、海外にネットワークを持つ仲介会社が特に目立ちます。

そして、特に積極的にこのような活動をしているのは、UBS やクレディスイスなどの日本で積極的にビジネスを展開している外資系プライベートバンクとされています。また日本にオフィスは無いが、シンガポール系の PB であるバンクオブシンガポールなどは、海外から日本へ積極外交していることで有名です。

(しかし、2004年にシティバンクが金融庁より営業停止処分を受けたように、日本でビジネスを展開する金融機関は当局に目をつけられないように慎重にやっています。)

4. 斡旋業者は何をしているのか？

これらの斡旋をする仲介業者は、大袈裟に言うと富裕層達の不安を煽り、国内の税制の高さや国内に資金を置いておくことの危険性を語り、スイスやシンガポールや香港などへの資金移動と移住を薦めてきます。

その大きなセールストークとして、永住権を簡単に取得できること、そしてその全ての手配を手伝うと謳うわけですね。

5. 節税メリットは限定的であることに注意が必要

ただし、ここでは注意が必要です。

例えば、シンガポールの税制メリット(所得税・法人税の低さや譲渡益・配当益の非課税など)を強調する斡旋業者が多いですが、誤認説明があるケースも多くあります。

現在の日本のルールでは、所得税や相続・贈与税等は、税法上の「居住者」と「非居住者」どちらに分類されるかで、納税する国が変わります。

例えば、日本の「居住者」と認定されれば、所得が生じた場所が国の内外であるかを問わず、その所得に対して日本に所得税を納める義務があります。

一方、「非居住者」と認定された場合も、日本国内で生じた所得(国内源泉所得)には日本へ所得税を納める義務があります。

つまり、完全に移住しない限りは、シンガポールでの利益は非課税かもしれませんが、日本では課税対象になってしまいます。

(もちろん、シンガポールや香港を多様な商品・サービスへのアクセスというメリットは残ります。)

なお、確かに海外での事業や投資から生じた所得に対しては、日本の非居住者は日本の所得税がかかりません。もちろんその場合も、居住国への所得税の納税義務は発生します。ですが、居住国の税率が日本より低い場合は、各国へ納める税の総額は少なくなります。

ですが、非居住者となるためには国内の家族や住居の有無なども確認され、そのハードルは低く無いのは現状です。

6. 相続税の節税効果を得るのは困難

また、移住を決意しても、70歳を過ぎてくると、色々な面で不自由を感じる場合があります。結局日本に帰国してしまうことも多いようです。

ですが、相続税についての租税回避はハードルがより厳しく、日本国籍を有する人は、「相続人」「被相続人」両方が5年以上継続して日本を離れた場合にのみ、国外に保有する財産については日本の相続税は課税されないというルールです（贈与税の場合も同じです）。

それ以外の国内財産や、「相続人」「被相続人」の一方が日本に居住をしている場合は、海外財産も日本の相続税（贈与税）の課税対象になります。

つまり、上記のようなケースでは最終的な相続税は日本で課税されることとなります。

以上簡単に最近の海外移住の状況と注意点をお伝えしました。

次回は人気の高いシンガポールの例を参考に国内富裕層の海外移住について更に深彫りしてお伝えさせていただきます。

<著者プロフィール>

富田和成

株式会社ZUU 代表取締役社長兼CEO

大学在学中にソーシャルマーケティングにて起業。2006年に一橋大学を卒業後、野村證券株式会社に入社。支店営業にて同年代のトップセールスや会社史上最年少記録を樹立し、最年少で本社の超富裕層向けプライベートバンク部門に異動。その後シンガポールへの駐在とビジネススクールへの留学やタイへの駐在を経て、本店ウェルスマネジメント部で金融資産10億円以上の企業オーナー等への事業承継や資産運用・管理などのコンサルティングを担当。

2013年3月に野村證券を退職し、2013年4月株式会社ZUUを設立、現在に至る。

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488